

# 令和2年度第4回出雲市障がい者施策推進協議会次第

日時：令和3年2月3日（水）

14：00～15：30

会場：市役所本庁6階 全員協議会室

## 1 開会

## 2 健康福祉部長あいさつ

## 3 会長あいさつ

## 4 議 事

(1) 「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」及び  
「第2期出雲市障がい児福祉計画」の最終案

資料1・2

- ① ご意見（パブリックコメント）について
- ② 最終案について

(2) 令和3年度からの地域生活支援拠点（ささえ愛サポート）の活動方針について

資料3

## 5 報 告

(1) 地域生活支援事業にかかる見直し等について

資料4

## 6 その他

## 7 閉会

## 第2次出雲市障がい者計画、第6期出雲市障がい福祉計画 及び 第2期出雲市障がい児福祉計画(案) へのご意見(パブリックコメント)について

意見番号	部	章	項目	意見内容	市の考え方	頁
1	全般			障がい者福祉計画を策定するにあたっては障がい別特性を十分理解した上での障がい者福祉計画を策定いただきたい。	計画の策定にあたり、障がい者及び障がい福祉サービス提供事業所等に対し、アンケート調査を実施し、福祉ニーズや社会情勢の把握に努めました。また、障がい福祉の各専門分野の代表で構成される「出雲市障がい者施策推進協議会」には、障がい者団体等の代表者の方にもご出席のうえ、ご審議いただきました。市としましても、いただいたご意見は重要な視点と考えており、それぞれの障がい特性に配慮しながら本計画を作成しました。障がい別の章立てにはなっていませんが、障がい特性に応じ、配慮が必要な部分については、障がい名を記載し、作成しています。	12 ~ 16 28 29 32 35 43 44 45 68 77 83 84
2	全般			障がい者が、障がいがあるために損失を被っている問題について十分に理解した上での障がい者福祉計画を策定いただきたい。		
3	全般			障がい者支援計画を作成するにあたっては障がい者の特性を理解した上での支援計画を策定いただきたい。		
4	第2部 第2次障がい者計画	第2章 障がい者計画の施策の方向	2. 地域生活の充実	盲ろうの方と全盲の方と弱視の方へのコミュニケーションの方法の困難な方への支援 今支援を必要な方が数人おられます。その中の一人の方は、子供さんは小さいです。点字の講習会をお願いします。延長として、盲ろうの方が2人おられます。指点字を企画してほしいです。社会参加にもつながって行きます。最後に指点字を理解してもらいたくて、情報発信をみなさんをお願いします。	盲ろう者などコミュニケーションの方法が困難な方への支援(意思疎通支援)は、地域生活を送るうえで大変重要であることから、いただいたご意見を踏まえ(P28)施策の方向に、以下の下線部のとおり追記します。 「●聴覚障がい者等が円滑にコミュニケーションをとれる環境を整備するため、手話通訳者等を派遣します。また、手話通訳者等の意思疎通支援者を養成し、人材確保に向けた取組を推進します。さらに、点字、指点字、手話、要約筆記等障がい特性に応じた障がい者が必要とするコミュニケーション手段の習得等については、関係機関と連携しながら支援していきます。」 なお、市単独での点字等の講習会の実施は困難であるため、情報発信を含め、今後も専門機関等との連携を図りながら、意思疎通支援を行っていく考えです。 また、指点字への理解については、障がいについて理解を深める「あいサポーター研修」(P26)において、周知を図っていく考えであり、計画への追記は行いません。	26 28
5	第2部 第2次障がい者計画	第2章 障がい者計画の施策の方向	2. 地域生活の充実	視覚障がい者に対する意思疎通支援事業としての代筆代読事業の計画を障がい者福祉計画の中に策定いただきたい。	視覚障がい者等の代筆代読支援については、訪問系サービスにおける居宅介護や同行援護等で実施しております。(P28)施策の方向に以下のとおり、新たな項目として記載しました。 「●視覚障がい者等の代筆代読支援については、訪問系サービスにおける居宅介護や同行援護等を活用するとともに、その周知に努めることで、意思疎通支援の充実を図ります。」	28
6	第2部 第2次障がい者計画	第2章 障がい者計画の施策の方向	3. 就労支援	本年(2020年)10月から実施されている「雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業」の事業内容について、障がい者福祉計画の中に策定いただきたい。	雇用施策については、(P31)就労支援の施策の方向にある、「雇用施策と福祉施策の連携により、障がい者一人ひとりに合った働き方ができるように就労支援を行っていきます」に包含させています。	31
7	第2部 第2次障がい者計画	第2章 障がい者計画の施策の方向	5. 生活環境、災害時支援	視覚障がい者に対する災害時あるいは緊急時等における支援計画を策定いただきたい。	災害時においては、(P35)(2)防災、災害時や感染症に対応した支援の充実の施策の方向<防災・災害時支援>において、「●災害発生時において、支援が必要な方(要支援者)に適切かつ速やかな避難支援を行うため平常時から、本人の同意のもとに関係機関及び地域との情報共有を行い、要支援者個々の障がいに応じた避難方法を、具体的に記載した個別計画の策定を進めます」としています。 緊急時については、(P27、P38)に記載しています、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点(ささえ愛サポート))を活用し、事前に登録票を作成することなどにより支援していきます。	35 27 38